

## はじめに



京都市長

山本 頼兼

この度、「歩くまち・京都」の実現を目指す京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、JR京都駅、新幹線京都駅、近鉄京都駅及び地下鉄京都駅を中心とした京都地区を対象に「京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」や、平成14年10月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づいて、桂、山科、向島及び烏丸地区に引き続き策定したものであり、駅、自由通路、駅前広場や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくための基本的事項を定めたものであります。

今後は、この構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関などと連携して、永年待ち望まれておりました新幹線京都駅へのエレベーターの設置及び地下鉄京都駅南口改札前のスロープの改善をはじめとする駅の改善、更には、自由通路、駅前広場及び駅と駅周辺の主要施設を結ぶ経路などのバリアフリー化を着実に推進し、暮らしに「安らぎ」があり、まちに「華やぎ」がある、「京都市の玄関口として来訪者・住む人に優しいまち」を実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、京都地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論、御検討を重ねていただきました委員の皆様並びに多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成17年11月